

令和2年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	吉	永	直	子	2番	松	尾	正	貴
3番	白	水	祥	太郎	4番	迫		賢	二
5番	若	杉		優	6番	江	頭	大	助
7番	川	崎	英	彦	8番	野	口	明	美
9番	壽	福	正	勝	10番	金	堂	清	之

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（10名）

企業長	井上澄和	副企業長	武末茂喜
参与	佐々木康広	参与	小原博
局長	櫻井隆司	総務課長	平山幸生
浄水課長	安藤敏洋	施設課長	重松岩敏
料金課長	中島勝巳	建設課長	藤野哲

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	飛永勝次
書記	十時敬子		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第11号から議案第13号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第11号 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和2年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第13号 令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

開会 14時00分

○江頭議長 定例会に先立ちまして、次回定例会の日程を配付させていただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付をいたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告書が提出されております。

早速、質問をお受けします。

4番迫賢二議員。

○迫議員 4番迫賢二です。まず初めに、新規水源からの取水状況について質問いたします。

問題発覚後、平成28年4月からの4年間、恒久水源の確保のために、企業長をはじめ執行部の方々の迅速かつ的確な情報収集及び関係機関との協議の下、新規水源を確保し、その間、福岡県、福岡市及び関係機関の多大なる協力をいただき、水道料金の値上げなど最悪な状況を回避して、この難局をどうにか乗り越えることができました。

多くの苦労があったと思いますが、その苦労のかいもあり、令和2年3月までに各新規水源からの取水するための工事もようやく完了し、今から約半年前の令和2年4月から取水が開始されました。

春日那珂川管内で水道水を使用されている春日市、那珂川市の市民をはじめ私たち企業団議員も安心したところです。

そこでお尋ねしますが、令和2年4月から取水を開始した新規水源からの現在の状況をお答えください。

○江頭議長 安藤浄水課長。

○安藤浄水課長 迫議員質問の新規水源からの状況についてお答えいたします。

五ヶ山ダム供用開始による福岡地区水道企業団からの受水増量につきましては、令和2年4月から、月別に水量が変動する配分水量を福岡地区水道企業団の構成団体の協力により融通を受けました。その後、7月30日から五ヶ山ダムの供用が開始され、当企業団正規の配分水量として受水を開始いたしました。水量は月別で変わりますので、日量平均で890立方メートルを受水しています。

次に、トンネル湧水下代久事については日量平均で2,550立方メートルを、トンネル湧水梶原については日量平均1,972立方メートルを、白水大池については日量平均987立方メートルを、普通河川猿山川については日量平均2,978立方メートルを、普通河川西畠川については日量平均3,700立方メートルを、合計で日量1万3,000立方メートルを取水してい

ます。確保水量1万6,150立方メートルの約80%となっております。

○江頭議長　迫議員。

○迫議員　再質問いたします。

今、答弁の中で、確保水量に対し約80%の取水が行われているとのことですが、新規水源から取水を開始して以降、給水に影響はなかったのでしょうか、お答えください。

○江頭議長　安藤浄水課長。

○安藤浄水課長　再質問、取水を開始して以降、給水に影響はなかったのかについてお答えいたします。

井戸や那珂川表流水の取水など既存水源からの取水に加え、令和2年4月から新規水源より取水を開始しました。これまでのところ、給水に影響は出ておりません。

○江頭議長　迫議員。

○迫議員　2項目めの今後の見通しについて質問いたします。

1項目めの質問と関連しますが、先ほど各水源からの取水状況の説明がありました。給水に影響が出ていないとのことでしたが、令和2年2月の水資源対策特別委員会において、今回確保した水源は天候の影響を受けやすく、脆弱な水源でもあり、今後も引き続き水源の安定化に取り組む必要があるとの説明があります。

新規水源から取水を開始して約半年が経過しました。今年の梅雨は比較的雨が多かった気がしますが、近年、少雨と大雨の二極化になっていくと認識しています。このような状況の中、新規水源からの取水に関し課題があるのかどうかをお尋ねいたします。お答えください。

○江頭議長　安藤浄水課長。

○安藤浄水課長　ただいまの質問、新規水源からの取水に対し課題はあるのかについてお答えいたします。

普通河川につきましては、当初予測していたとおり天候の影響を受けやすく、農繁期、特に稲作開始時期の水量調整に苦慮しました。ただ、下流利水者に影響を与えないための維持流量が流れていることを確認した上で、現時点では許可を受けた水量は流れています。一方、7月の大雨で井戻取水施設の取水口に砂が堆積し、その対応に苦慮しているところです。

白水大池につきましては、水量的には安定していましたが、梅雨に入り、池内のマンガン濃度が急激に上昇し、東隈浄水場において膜の閉塞が起きております。マンガン濃度上昇が判明した以降は取水を停止しました。その後、取水ポンプの設置位置を変更し、9月下旬から取水を再開しています。なお、堆砂やマンガンへの対応については、抜本的な対

策が必要と考えております。

トンネル湧水については、湧水量が変動しており、天候の影響を受ける水源と認識しております。

以上が現時点での把握できている課題です。

○江頭議長 迫議員。

○迫議員 再質問いたします。

今、担当課長から各水源の課題について答弁がありましたが、私は各水源の課題や脆弱性を考えた場合、今後も継続的な取組が必要ではないかと思います。

そこでお尋ねします。

水源の安定化に引き続きこれから取り組むものはどうか、また安定化に向けた具体策について、どのような対策を考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。お答えください。

○江頭議長 安藤浄水課長。

○安藤浄水課長 再質問、水源の安定化には引き続き取り組むのか、また安定化に向けた具体策についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたように、当初予測していた課題、また新たに出てきた課題もあります。今後も、安定化に向け、様々な検討、取組を行う必要があると認識しております。

具体策については、今後関係機関と協議を行ってまいります。なお、策によっては長期間の検討、協議が必要になります。今後も継続して取り組んでまいります。

○江頭議長 迫議員。

○迫議員 担当課長から各水源の課題や今後安定化に向けての取組について説明がありました  
が、具体策は示されませんでした。しかし、今後関係機関との協議が必要であることも十分認識しております。また、継続して取り組むとの答弁でしたが、今まで以上、気を引き締めて取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

これらの課題は、企業長をはじめ幹部で共有されていると思います。この件に関して企業長のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○江頭議長 井上企業長。

○井上企業長 平成27年度にこの水源問題が発覚したことを受け、企業長として、まずは暫定水源確保のために奔走いたしました。暫定水源の確保が実現した後、平成28年度からは恒久水源を確保するため、企業団職員と一丸となって、令和2年4月からの取水開始を最重要課題として取り組んでまいりました。そして、今年3月までに取水施設が完成し、恒

久水源として取水を開始したところでございます。

この恒久水源を確保するに当たり、そもそも普通河川などからの取水については、大きな河川とは異なって、天候による影響を受けやすいとの認識は持っていましたが、実際に取水を開始いたしますと、天候の影響による水量の変動のみでなく、水質の急激な変化や砂の堆積によって取水が困難になるなど、予期せぬ課題も見えてまいりました。本年4月をもって、恒久水源の確保は一旦実現しておりますものの、これが将来とも安定した水源と明言できる状況にはいまだ至っていないものと認識しております。

このままの状況を放置いたしますと、大雨が降った後に、那珂川本流は大量の水がとうとうと流れているにもかかわらず、その本流に流れ込む普通河川などからの取水しております当企業団の那珂川市民と春日市民は給水制限や断水の憂き目に遭うという、地域住民にとっておよそ受入れがたい事態を招くおそれもあるものと考えております。

このため、企業団としては、できるだけ早く、様々な可能性を探りながら検討を進めるなど、より安定した恒久水源確保に向けて今後とも継続して取り組んでいく必要があると考えております。

問題発覚当時から、暫定水源そして恒久水源を確保するために、企業団職員とともに必死に取り組んできたところでございますが、ある意味でこれまで以上にこれから大変なエネルギーが必要になるとの認識の下に今後とも取組を進めていく決意であります。

○江頭議長 これで4番迫議員の一般質問は終わりました。

ここで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第11号から議案第13号を一括議題とします。

議案第13号令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について1名の方から質疑の通告があっておりますので、質疑をお受けいたします。

1番吉永直子議員。

○吉永議員 1番吉永直子です。議案第13号水道事業会計決算の未処分利益剰余金についてお尋ねをします。

令和元年度においても、純利益3億5,959万2,706円が未処分利益剰余金に積み増され総額で22億9,321万3,463円となっております。以前お尋ねした際、この未処分利益剰余金の積み増しは、将来的な浄水場の改良事業や災害時の施設の補修などのために必要とおっしゃっていましたが、多額の建設改良事業は計画的な起債を行ってするべきであり、また災害時の対応を根拠にすれば際限なく積み増すことができるわけです。かねてから申し上げてますが、利益剰余金がどれだけ必要かは厳密に精査する必要があると考えます。

そこでお尋ねしますが、執行部はこの利益剰余金が幾ら必要だと考えているのでしょうか。併せてその根拠もお示しください。

○江頭議長 平山総務課長。

○平山総務課長 ただいまの利益剰余金が幾ら必要か、それとその根拠についてというところでございますが、公営企業の経営は欠損金を出さないことが前提となります。これに伴いまして、万が一赤字の決算となりますと利益剰余金で補填することとなります。また、資本的収支の不足額が過年度留保資金で補填できない場合も同様となります。企業経営が続く限り利益を担保としまして将来への蓄えが必要となりますので、金額については明確な回答は難しいと考えます。この利益剰余金につきましては、建設改良や減債、企業債の償還の積立てに充てることができることとなっております。近い将来におきましては、現在、水道事業ビジョンの見直しを行っております。今後この更新等の事業の実施時期がある程度見込めるようになりますと、それらの積立てに処分できる時期、必要な金額も見えてくると思われます。

以上でございます。

○江頭議長 吉永議員。

○吉永議員 赤字決算や内部留保で補填できない場合のことを言われておりますけども、過去にどれほどそういうことがあったかまでは調べておりませんが、ここ数年はそのようなこともなく、純利益を着実に積み増しています。いずれにしても、今現在は計画的な積立てを行っているとは言えません。幾らでも必要ということになれば、水道料金が高くなるほど利益は出せるわけです。しかし、無制限に水道料金を引き上げるわけにはいきません。現在、毎年2億円、3億円と純利益を出しているわけですが、水道料金の設定が妥当だと考える根拠をお示しください。

○江頭議長 平山総務課長。

○平山総務課長 ただいまの料金が妥当と考える根拠ということでございますが、現在の水道料金は、地方公営企業法第21条第1項に規定されておりますように、「公正妥当なものでなければならず、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とあります。これに基づきまして、水道料金審議会のほうにお諮りして、議会の承認を得たものでございます。これにより、妥当であるというふうに考えております。

以上でございます。

○江頭議長 吉永議員。

○吉永議員 最後の質問です。

水道料金の妥当性については、質問の趣旨とずれがあるように思いましたけども、いずれの理由も企業団の経営的視点からの妥当性だったように聞こえました。

今、コロナ禍で住民の生活への打撃も心配な状況です。毎年積み増す2億円、3億円が適正であるか、市民の今の現在の料金負担は適正であるか、市民の立場からの検証も必要と考えますが、その考えはあるのかお尋ねをいたします。

○江頭議長 平山総務課長。

○平山総務課長 現在の料金負担は適正であるかというところでございますが、先ほどの答えと同様となりますが、現在の水道料金は妥当なものと考えております。毎年の決算におきまして経営分析を行っており、今後も健全な事業経営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○江頭議長 これで吉永議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○江頭議長 質疑なしと認めます。

これで議案第11号から議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号から議案第13号を一括議題といたします。

討論はありませんか。

吉永議員。

○吉永議員 1番吉永直子です。議案第13号水道事業会計決算について、反対の立場から討論を行います。

まず、未処分利益剰余金についてですが、今回も3億5,959万2,706円も純利益を出し、そのまま積み増しを行っています。毎年度積み増す未処分利益剰余金は、総額で22億9,321万3,463円にも及んでいます。企業団が積み増す理由である将来的な多額の建設改良事業は、計画的な起債を行ってるべきであり、また災害時の対応には小さな事業体で補えるものではなく、国や県が対応するものと考えます。内部留保金とは別に、毎年度2億円、3億円と積み立てる利益剰余金がどこまで必要なのか、水道料金設定が適正な住民負担と言えるのか検証すべきと繰り返し申し上げてきました。

また、令和元年度は消費税の増税に伴い、水道料金値上げの料金改定も執行されました。企業団は毎年度純利益を上げ、積み増しを行う一方、住民にはもともと全国平均より高い水道料金をさらに値上げをし、負担を増やしています。住民の生活実態は、年々格差

と貧困の状況が深刻さを増し、今年は新型コロナの感染拡大が経済や暮らしをさらに悪化させていることも周知の事実です。全国では、水道料金の引下げや免除に踏み切るところも出ています。繰り返し申し上げますが、1957年に施行された水道法は憲法25条生存権の保障を具体化するもので、公共の福祉の増進を目的とする水道事業の位置づけを示しています。地方公共団体の役割は、住民の命と暮らしを守ることです。住民の生活実態を常に把握し、料金負担が適正であるか、負担を軽減する策はないのか考え、住民の暮らしを守る責務があります。

令和元年度決算については、住民の生活実態に寄り添った水道料金の検証も行われておらず、水道料金の値上げで住民負担を増やし、一方で利益剰余金を積み増すという納得のできないものであることから反対といたします。

○江頭議長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○江頭議長 討論なしと認めます。

これで議案第11号から議案第13号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○江頭議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号令和2年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○江頭議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○江頭議長 賛成多数であります。よって、議案第13号は認定することに決しました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年10月23日

春日那珂川水道企業団議会議長 江頭大助

2番 松尾正貴

3番 白水祥太郎